

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書（案）

あらゆる分野における女性差別の撤廃をうたった「女性差別撤廃条約」の実効性を高めるために、同条約の選択議定書が1999年の国連総会で採択されました。同条約を締結する189カ国の内、現在までに113カ国が選択議定書を批准していますが、日本はいまだ批准していません。

政府が女性の活躍を推進している一方で、各国における男女格差を測る「ジェンダー・ギャップ指数2019」によると、日本は世界153カ国のうち、121位という極めて低い状況にあります。セクシュアルハラスメントやDVなどの性暴力、男女間賃金格差や非正規雇用など雇用上の問題、さらには大学の医学部入試での差別的扱いなど日本社会の男女間の不平等な扱いに対し、改善を求め多くの女性たちが声を上げ続けています。こうした現状に即し、女性差別撤廃の取り組み強化を図るため、選択議定書の批准を求める声が全国各地で高まっており、批准を求める請願も繰り返し国会に提出されています。

ちなみに、「第4次男女共同参画基本計画」には、女性差別撤廃条約の積極的遵守等に努めることや、女性差別撤廃条約の選択議定書の早期締結について真剣に検討を進めることが明記されています。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、日本が男女平等社会を実現するために、日本における司法制度や立法政策などとの関連や個人通報を受け入れる実施体制等の課題を早急に解決されるよう、環境整備を進めるとともに、選択議定書を速やかに批准するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2020年 3月 日
(日本共産党提出)